

環境農林水産常任委員会資料

目 次

I 予算議案

【議案第1号】令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）

- | | | |
|----------------------|----------|---|
| 1 令和元年度環境森林部歳出予算（課別） | ・・・・・・・・ | 1 |
| 2 令和元年度繰越明許費補正（追加） | ・・・・・・・・ | 2 |
| 3 債務負担行為補正（追加） | ・・・・・・・・ | 2 |

II 特別議案

- | | | |
|------------------------------|----------|---|
| 【議案第15号】宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例 | ・・・・・・・・ | 3 |
|------------------------------|----------|---|

III その他報告事項

- | | | |
|--------------------------------|----------|-----|
| 1 宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について | ・・・・・・・・ | 4～6 |
| 2 環境森林部所管工事の入札における不調・不落対策について | ・・・・・・・・ | 7～8 |

令和元年12月5日

環 境 森 林 部

I 予算議案

○ 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

1 令和元年度環境森林部歳出予算(課別)

(単位：千円)

会計名	課名	令和元年度			平成30年度	
		補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 C=A+B	当初予算額	最終予算額
一 般 会 計	環境森林課	3,344,133	0	3,344,133	3,106,603	3,062,136
	環境管理課	425,377	0	425,377	334,201	326,882
	循環社会推進課	1,877,526	0	1,877,526	1,960,362	1,939,816
	自然環境課	4,730,322	0	4,730,322	3,617,856	4,265,644
	森林経営課	8,631,003	51,830	8,682,833	7,889,136	7,391,028
	山村・木材振興課	4,329,187	0	4,329,187	4,277,163	4,759,057
	小計	23,337,548	51,830	23,389,378	21,185,321	21,744,563
特 別 会 計	環境森林課	380,952	0	380,952	363,248	384,882
	山村・木材振興課	883,290	0	883,290	886,231	893,047
	小計	1,264,242	0	1,264,242	1,249,479	1,277,929
合計	24,601,790	51,830	24,653,620	22,434,800	23,022,492	

2 令和元年度繰越明許費補正(追加)

【議案第1号関係】

主管課	事業名	繰越額 (千円)	完成予定年月日	繰越理由
自然環境課	山地治山事業	894,727	令和2年12月25日	関連工事の遅れ等によるもの。
	小計	894,727		
森林経営課	地方創生道整備 推進交付金事業	117,892	令和2年9月30日	工法の検討に日時を要したことによるもの。
	林業専用道整備事業	65,996	令和2年8月31日	国の予算内示の関係等により、工期が不足することによるもの。
	山のみち地域 づくり交付金事業	115,649	令和2年9月30日	工法の検討に日時を要したことによるもの。
	小計	299,537		
合計		1,194,264		

3 債務負担行為補正(追加)

【議案第1号関係】

事業名	期間	限度額
(森林経営課) 地方創生道整備推進交付金事業 (高千穂・日之影線(仮称)乙女大橋 橋梁上部工事)	令和元年度から 令和2年度まで	千円 390,000

II 特別議案

○ 議案第15号 宮崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

自然環境課自然公園室

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、自然公園法において成年被後見人が欠格事由となっている条項について改正が行われたことに伴い、宮崎県立自然公園条例においても同様に欠格条項等の改正を行うもの。

2 改正の内容

自然公園内の利用調整地区を利用する者の認定を行う指定認定機関の欠格条項となっている事由について、以下のとおり改正する。

改正前	改正後
① 「成年被後見人又は被保佐人」	① 「精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」
② 「破産者で復権を得ないもの」	② 「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」

3 施行期日

令和元年12月14日

Ⅲ その他報告事項

1 宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について

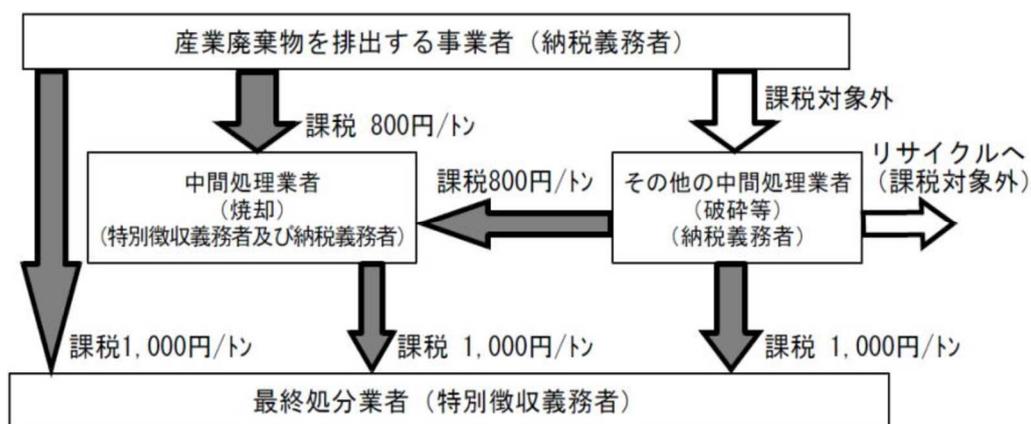
循環社会推進課

(1) 税の目的と課税継続の検討

循環型社会の形成に向け、九州各県で共同し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を導入することとし、平成17年4月から同時に産業廃棄物税条例を施行している（本県では、宮崎県産業廃棄物税条例。以下「条例」という。）。

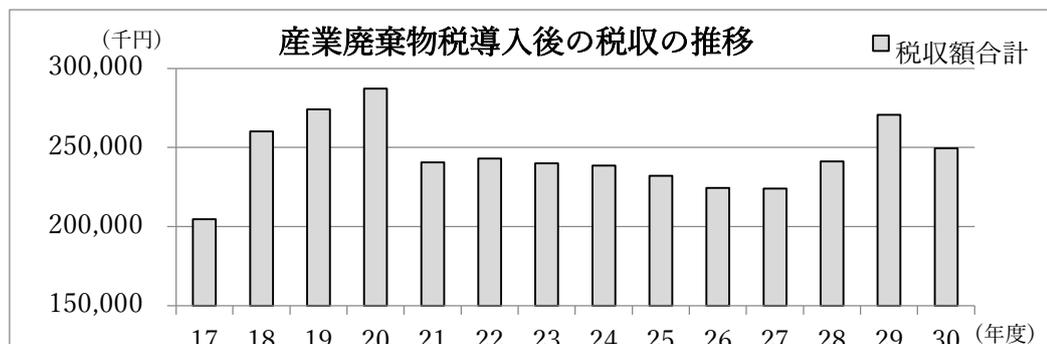
平成26年度の条例附則改正により、施行から5年後に当たる今年度、廃棄物の排出抑制等の効果を検証し、令和2年度以降の産業廃棄物税の課税継続等について検討した。

(2) 産業廃棄物税の概要



※ 徴収された産業廃棄物税は、徴税に要する経費を除き産業廃棄物税基金に積み立てられ、事業の財源に充てる際に基金を取り崩す。

(3) 税収の状況（調定額）



(4) 税収の使途

平成30年度までに約29億415万円を事業費に充て、令和元年度は32事業に約2億9千万円を充てることとしている(主な充当事業は下表のとおり)。なお、平成30年度末の基金残高は3億5,292万円である。

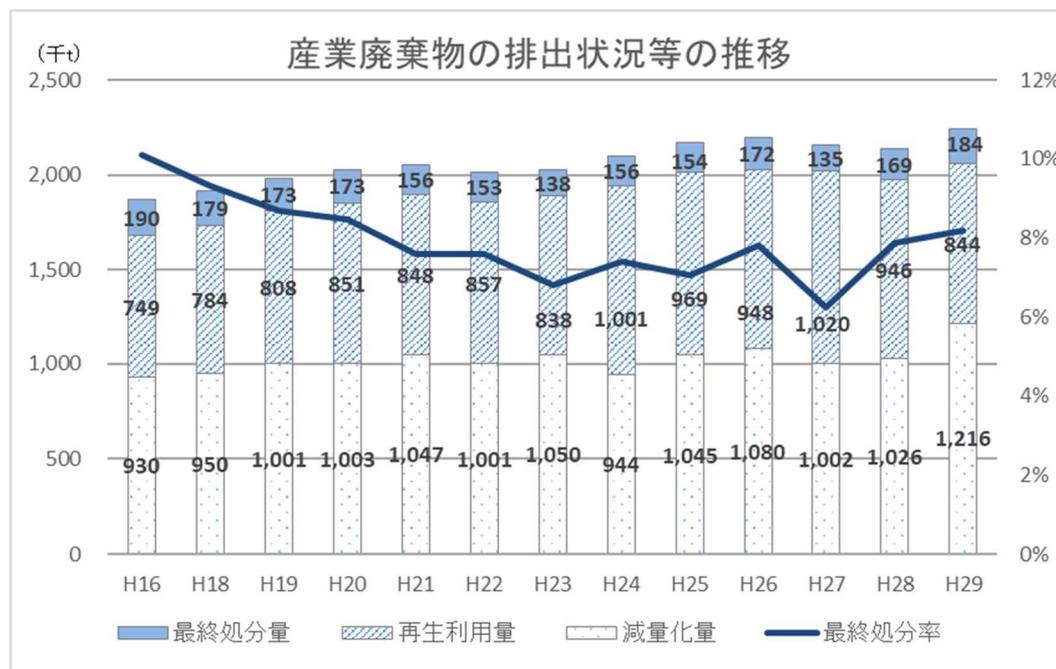
事業名	予算額 (千円)	事業内容
循環型社会推進 総合対策事業	57,025	県民や事業者の環境意識を高める啓発活動や、排出事業者や処理業者のリサイクル施設整備費補助等。
廃棄物不適正処理防止対策強化事業	62,617	廃棄物監視員18名を保健所等に配置し、不法投棄防止を図る。
環境イノベーション支援事業	20,974	産業廃棄物の排出抑制やリサイクルを促進するため、産学官共同研究グループが行う可能性調査や技術開発を総合的に支援する。

(5) 産業廃棄物税導入後の効果と課題

① 最終処分量の減少

排出量は増加傾向。最終処分量は減少傾向だが、景気や熊本地震の影響により、平成28年度以降増加に転じた。

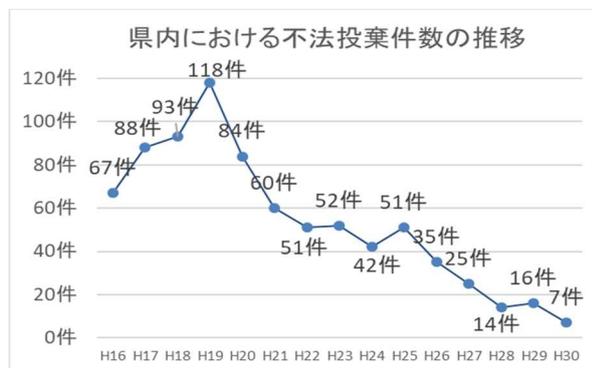
排出量に占める最終処分量の割合(最終処分率)が産廃税導入前(平成16年度)より低く推移していることから、課税により一定の効果があると考えられる。



② 不法投棄件数の減少

平成 20 年度以降減少傾向にある。

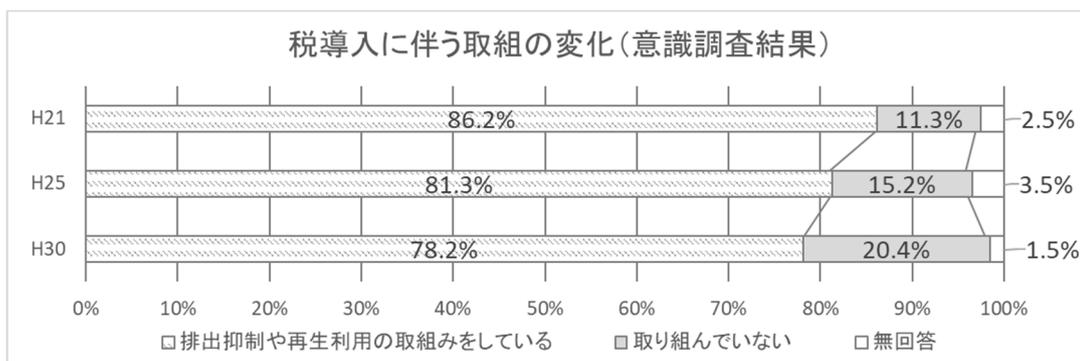
産業廃棄物税を財源とする監視指導体制の充実や各種啓発、環境教育等により一定の効果があると考えられる。



③ 排出事業者の意識

排出事業者 1,000 社(回答 440 社)に産業廃棄物税に関する意識調査を実施。排出抑制や再生利用に取り組んでいる事業所の割合は、平成 25 年度と比較すると-3.1%となった。

排出事業者に対する意識啓発が課題である。



(6) 今後の方針等

① 検討結果

産業廃棄物税の導入により、産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進、その他適正な処理の推進が概ね順調に進んでおり、一定の効果がみられるが、再生利用率をさらに向上させるため、事業者の支援や排出事業者の啓発等が必要である。

また、九州各県においても産業廃棄物税の課税を継続する方向であり、本県においても継続することとしたい。

なお、前回と同様、5年後に再度効果を検証・検討することとする。

② その他

一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（産業廃棄物税の特別徴収義務者の一部が所属する団体）との意見交換会を令和元年 10 月 8 日に開催した。産業廃棄物税基金を活用方法について様々な要望が挙げられたものの、産業廃棄物税の課税を継続することについて理解は得られている。

環境森林部所管工事の入札における不調・不落対策について

自然環境課

1 不調・不落の発生状況

環境森林部所管の工事については、第2四半期現在で27件の不調・不落案件が発生しており、昨年同時期に比べ件数で14件、発生率で19.7%増加している。

また、10月には8件（66.7%）が発生している。

表 第2四半期までの不調不落発生率

区分	28年度	29年度	30年度	元年度
件数	5	8	13	27
発生率	9.4%	14.0%	17.8%	37.5%

2 不調・不落発生の要因

全体としては、多くの建設業者が手持工事を抱えた状態で、技術者、労働者の確保が困難となっていることが最も大きな要因と考えられるが、特に環境森林部の工事に関しては、建設業者の方々から次のような指摘を受けているところである。

- ①環境森林部所管の工事の多くが、地形の急峻な山間部に位置するなど、現場条件の厳しい工事が多いことから、県土や農政の工事に比べると利益率が低い。
- ②立木伐採の積算が実情に合っていない。
- ③仮設工事等の積算が、厳しい現場条件に合っていない。
- ④現場条件が厳しい割に工事評定点が低い。

3 環境森林部の対応策

(1) 既に実施している取組

- ①治山事業における山林砂防工の適用(H27.4.1～)
山間奥地の厳しい条件下で行う業務については、労務単価の高い山林砂防工を適用 ※ H31：山林砂防工22,800円（普通作業員 16,100円）
- ②間接工事費の地域補正（H30.10.1～）
「山間僻地」に該当する市町村内にあり、最寄りの市町村役場から陸路で10km以上離れている地区について、共通仮設費率に1.3の補正係数を適用
- ③厳正かつ公平で的確な工事検査の実施

(2) 新たに実施する取組

- ①支障木伐採等費用の積算方法の見直し（12月2日から実施）
関係団体より要望のあった、支障木の伐採等費用について、見積による積算を実施
- ②山林砂防工の適用範囲の拡大（12月2日から実施）
山林砂防工の適用に関して、法面工の追加と工事箇所までの距離の要件緩和

【参考】

○令和元年度に公共三部共通で実施している不調・不落対策

(1) 5月7日～

- ①現場代理人の常駐義務の緩和
- ②施工箇所が点在する工事の間接費の積算の適用拡大
- ③余裕期間制度の活用拡大

(2) 9月2日～

- ①土木一式、営繕工事関係のCクラス業者への最新情報のメール配信
- ②営繕工事関係Cクラスの応札期間の拡大

(3) 12月2日～

- ①配置予定技術者の専任要件の緩和
- ②総合評価落札方式における「受注状況算定の特例措置」の拡大等